

景観法をめぐる近年の動き

にし むら ゆき お
西 村 幸 夫

(東京大学大学院工学系研究科教授)

序 景観法制定以後を3つの視点からみる

2004年6月11日に景観法が成立し、同18日に公布されて約1年半、2005年6月1日に全面施行されてから約8か月が経過し、これまでにどのような動きがあったかを振り返ってみたい。動きは3つに分けることができる。第一は、景観法の仕組みが要請する制度を整備していく動きである。第二に、景観法の制定を契機に整えられて来つつある景観形成のより広範な制度や計画の動きである。そして第三に、さらに広く、景観法の制定が世論に及ぼした影響や裁判の判例などに見られる動きである。

1 景観法下の制度の整備

(1) 景観行政団体

国土交通省の資料によると、2006年1月15日現在、景観行政団体の数は198地方公共団体である。このうち、法が景観行政団体としてあらかじめ定めている都道府県、政令市、中核市以外の、都道府県知事との協議・同意を得た市町村は100団体にのぼっている。この数を多いと見るか少ないと見るかは見方が分かれるところではあるが、当初の出足は遅かったものの、最近になってようやく動きが本格化しはじめ、着実にその数を増やしているということができよう。これまでのアンケートでも景観行政団体となる意向を示している市町村は400団体近くへのぼっており、現在、各地

で景観関連の施策の準備が進められている現状を見ると、今後とも多くの景観行政団体が生まれてくるものと思われる。

現時点で都道府県の同意を得て景観行政団体になっている市町村を概観すると、日光市や小田原市、萩市、近江八幡市、松江市など、これまでも景観行政に力を入れてきた比較規模の大きな市が中心となっているが、これ以外にも小規模な町村として、神奈川県真鶴町、同大磯町、高知県梶原町、山梨県小菅村、岩手県平泉町などが挙げられる。県別に見ると神奈川県、埼玉県、山梨県、愛媛県が多い。これは大都市圏の住宅地の市町村に景観行政団体となる意向が強いことのほか、愛媛県のように積極的に市町村が景観行政団体となることを推奨していることにもよるといえる。今後、県単位でまとめて景観行政団体に同意し、告示する例が増えると思われるので、都道府県別の傾向は変動することが予想される¹⁾。

また、高層マンションの計画などが引き金となって景観行政が動き出し、その過程で景観行政団体となったものもすくなくない。

一方、都道府県は一義的に景観行政団体となったが、今後の景観行政の進め方や市町村との景観行政に関する仕切りについて、いくつかの傾向を読みとることができる。

ひとつの傾向は、広域自治体として県は景観法によって導入された規制手法を用いながらも、あまり積極的に前面に出るのではなく、むしろ当事者としての市町村を後押ししようとする傾向である。

たとえば、景観法に依拠した初めての県条例として、2004年12月16日に制定された岐阜県景観基本条例は、そうしたスタンスを条例の構造として

1) 全国の自治体の詳しい動向と事例に関しては、『都市+デザイン』No.23の特集・景観まちづくりの実践(財)都市づくりパブリックデザインセンター、2005年12月)、とりわけ岸田里佳子「全国自治体の動向—景観法施行後の動き」、同10-15頁、『季刊まちづくり』No.7の特集・景観法を実践する(学芸出版社、2005年7月)などが詳しい。

よく反映しているといえる。同条例は24条から成る比較的簡潔な条例である。県として付加的な規制をかけるのではなく、景観法第17条第1項が規定する特定届出対象行為の内容を明らかにし、県としての景観形成基本方針を定め、景観形成施策の広域的な調整を「市町村の求めに応じ」(条例第14条第2項)で、行うことを規定している。景観施策の主人公は市町村であることを明らかにしつつ、自主条例としての創意工夫の部分(たとえば、上述した県の景観形成基本方針のほか、知事に対して議会への景観施策の年次報告を義務づけている点(第10条)など)も含んで、幅のあるものとなっている。

岐阜県はこの条例と並行して、「景観形成ガイドプラン」と「景観形成規制・誘導マニュアル」を作成している。前者は通常作成される基本指針に当たるもので、取り立てて目新しいものではないが、後者は市町村の担当者向けに景観形成に関する施策の展開方策を示すことによって、基礎自治体の支援を行うことを目的として策定された、特色のあるマニュアルとなっている。

もちろん、本来多様であるべき各地の景観施策に対して、県が手取り足取りのマニュアルを作成することが望ましいことであるか否かに関しては議論が残るところではあるが、マニュアルの存在が景観行政の画一化へ傾斜することがないように自戒する仕組みを取り込んで同マニュアルが利用されるならば、効果も大きいといえるだろう。

ただし、一方では、都道府県にとっては市町村が景観行政団体になることによって、自らの施策の意義が色あせてしまうことに対する懸念がないわけではないようだ。

(2) 景観計画・景観地区

景観法に基づく景観計画は第1号が近江八幡市で、水郷風景計画が2005年7月29日に決定し、同9月1日に施行されている。次いで小田原市が同12月16日に公表、翌年の2月1日に第2号の景観計画を施行予定である。

この他、2006年2月上旬までに長野県、京都市、神戸市で計画が公表されている。

近江八幡市では、以前から景観条例の制定が模索されていたため、自主条例と委任条例とが別個に策定され、両者相まって具体的な景観施策が展開されるといったり特殊な形態をとっている。自主条例として2005年3月30日に制定された近江八幡市風景づくり条例がある。これによって風景づくり協定や風景資産の推薦・登録、眺望風景の保全、風景づくり活動への支援、風景づくり委員会の設立などが定められている。一方で、近江八幡市景観法による届出行為等に関する条例（2005年6月30日）を定めて、景観法及び市風景づくり条例に基づいて策定される景観計画（近江八幡市では風景計画と呼んでいる）における必要な届出行為等を規定している。

景観計画第一号となった水郷風景計画は、近江八幡市全域を6つの景観ゾーンに区分したうちのひとつであり、今後ほかの景観ゾーンにおいても景観計画（市条例の用語では風景計画）が策定される予定である。景観法でいうところの景観計画区域は、旧集落地区や新住宅地、農地や水面・緑地などさらに5つの地区に分けられ、それぞれに風景形成基準（景観法第8条第2項第3号の良好な景観（市の用語では風景）の形成のための行為の制限に関する事項にあたる）が詳細に定められている。こうした細かな基準を合意するために数多くの住民集會がもたれた。

小田原市は従来定めていた都市景観条例（2003年制定）を、景観法の委任条例と自主条例の部分とを併せ持った総合的な小田原市都市景観条例として全面改正し（2005年12月16日）、そのなかで景観計画を位置づけている。小田原市の景観計画は市域全体を景観計画区域とした初の計画である。かつて都心部に周辺と不調和な派手な色彩と欧州調のデザインを持ったマンションが建設され、紛争となった経緯があることから、景観計画では、詳細に使用可能な色相と彩度（一部は明度も）が定められている。また、景観計画区域内に景観計画重点区域（景観地区ではない）が画定され

ているのも特色となっている。

景観法の主たる眼目のひとつである景観地区は2006年1月15日現在、これまでの美観地区から移行した分を除いて、新たに都市計画決定されていない。しかし、尾道市などのように景観地区の決定を目指す自治体も現れているところから、遅からず第1号の景観地区が生まれるものと予想される。

このほか、興味深い取り組みとして、愛媛県が2005年11月に定めた「えひめ景観計画ガイドライン」を挙げることができる。多くの県においては、事業者に対する景観配慮事項をまとめたガイドラインを作成することは一般的であるが、愛媛県が作り上げたのは、市町村をユーザーとして想定した景観計画を策定するためのガイドラインなのである。ここにも、景観行政の主人公は市町村であり、県はその支援に回るべきであるという景観法制定以来の趣旨が活かされているといえる。

(3) 景観協議会・景観整備機構

景観協議会として、近江八幡市風景づくり条例のもとに設置された同風景づくり委員会が景観法における景観協議会として機能している。また、木曾川を挟んで愛知県と岐阜県にまたがる地域に関して、犬山市と各務原市の間で景観協議会が設けられている。これは、木曾川に張り出した丘の上に建つ国宝犬山城の景観を共有する地域として、さらに鶴飼いで有名な木曾川の沿川の風景を共有する地域として、相互に景観問題および施策を連絡協議するために設けられたもので、県境を挟んで景観が形成されている多くの他の事例にも参考となる協議会の例であるといえる。

景観整備機構として、第1号の京都市景観・まちづくりセンターをはじめとして、NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会、社団法人茨城県建築士会などが続いている。2006年1月15日までに合計5法人が景観行政団体の長から景観整備機構として指定されている。

2 景観法を契機に整えられる仕組みの環境

(1) 行政内部の組織改変

国土交通省では各地の良好な景観形成の取り組みを支援するため、2005年10月1日に都市・地域整備局内に新たに景観室を設置した。景観室は室長と課長補佐、係長の合計5名態勢で、景観法の施行のほか、法の運用に関する地方公共団体からの相談に応じること、景観計画等の策定にあたっての技術的助言を行うこと、景観法の理念の普及啓発等をおこなうことをその主たる任務としている。また、国土交通省の各地方整備局の建政部に計画・景観係が2005年4月（関東）及び10月（東北、中部、近畿、中国、九州の各地方整備局）に設置された。

2003年7月に発表された美しい国づくり政策大綱は、国土交通省がこれまでの公共事業が必ずしも国土の景観向上に役立っていなかったことを自ら認め、景観に関わる基本法制を制定することを内外に宣言した点で有名になったが、同大綱はそれ以外にも数多くの政策目標を達成年次つきで明らかにしている。そのなかで重要な点として、後述する景観形成に関するガイドラインの制定がある。

一方、景観行政団体となった地方公共団体の動きを見てみると、景観を軸に据えた組織の改編が見られる。中で特筆すべきなのは、鳥取県が従来、生活環境部の中にあつた景観自然課（景観づくり係）と都市計画課（計画係、土地利用係）を合体させて、2005年4月1日より新たに景観まちづくり課を設置したことだろう。これまで公共事業を計画・遂行することを中心に考えられていた都市計画を、景観とまちづくりを軸に捉え直すという大胆な発想の転換を行っているのである。公共事業費の削減がおおきな政策課題になっている今日、まちづくりを景観から発想するという視点はおおいに参考になる。

もうひとつ、現時点での課題を挙げるとすると、景観問題が要請するヨ

コツナギ型の行政事務スタイルを各自治体が確立できるかという点がある。つまり、景観上影響を与えそうなある案件が行政に持ち込まれたとき、それぞれのセクションが与えられた事務をこなし、チェックを重ねながらベルトコンベア状に次々と担当部局へ送られていく（そしてその結果、それぞれの持ち分では問題がないとしても、総体としては問題があるような建築物がチェックをくぐり抜けてしまうようなことが起きかねないような）タテワリ的な行政事務スタイルではなく、案件ごとに関係部局が一同に集まり、問題点を協議するようなヨコツナギ型の仕組みを取れるかどうかということである。たんにポジションを増やしていくような足し算型の行政対応だけでなく、こうした事務スタイルの改善が必要であり、こうしたヨコツナギ型の細かな進歩こそが景観行政にはふさわしい。

(2) 景観形成ガイドライン

美しい国づくり政策大綱の発表後、とりわけ2005年度において、国が関係する各種公共事業の実施にあたって、景観形成に関する各種のガイドラインが定められてきた。それらは以下のようなものである。「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」(2004年5月)、「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」(2004年3月)、「港湾景観形成ガイドライン」(2005年3月)、「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」(2005年3月)、「道路デザイン指針（仮称）」(2005年3月)、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)(2005年3月)²⁾。このほか、現在、河川整備に関する景観形成ガイドラインを策定中である。また、細かなところでは、景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインが策定され(2004年3月)、従来ドライバーからの視認性確保を最重要課題として白色等にとさ

2) 国土交通省所轄の景観ガイドラインに関しては、http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.htmlにそれぞれのガイドラインの全文が掲載されている。

れてきた防護柵の色を景観に配慮した色彩に変えることなども国土交通省道路局から提起されている。以上の国土交通省関連のガイドラインの他、農林水産省は「美の里づくりガイドライン」を2004年8月に定めている³⁾。

これらのガイドラインを見ると、計画立案の考え方にまで踏み込んで開設したものと推奨事例や試行事業をまとめたものとに分けることができる。とりわけ道路、都市整備、港湾、河川などでは力の入った分厚いガイドラインとなっている。たとえば景観法制定のお膝元である都市・地域整備局は都市整備に関するガイドラインのなかで、事業推進にあたっての景観形成の基本的考え方を景観法の活用にも踏み込んで述べた後、市街地再開発事業・土地区画整理事業・街路事業・都市公園事業・下水道事業という具体的な事業ごとに留意点を列挙している。さらに巻末には推奨すべき事例を詳しく紹介している⁴⁾。

たしかに計画論としてみるとすぐれたガイドラインもあるが、計画をいちから立案するだけでなく、現場では現在の中途半端な状況やすでに景観悪化がかなり進んだ段階のものをどのように回復していくのか、さらには個々の事業だけでなく、それぞれの連携や地方公共団体との調整、民間の建設活動との調和など、管轄事業ごとのガイドラインで納まりきれない膨大な部分が、当然ながら取り残される結果となっている。

今後は都道府県、さらには主要な市町村において同様の景観形成ガイドラインが策定されていくものと思われるが、国が策定したものと同様の計画論や配慮事項、事例紹介だけでは実効性が期待できないだろう。むしろ

3) 「美の里づくりガイドライン」の全文は <http://www.maff.go.jp/nouson/binosatogaidorain/binosatogaidorain.htm> を参照のこと。

4) 「都市整備に関する事業による良好な都市景観形成の事例」(景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)別冊、国土交通省 都市・地域整備局)における推奨事例一覧。

景観をチェックする具体的なレビューのシステムが模索されなければならないのである。

(3) 景観アセスメント

景観アセスメントに関しては、2004年6月に国土交通省所轄の公共事業における景観評価の基本方針(案)が示され、これに基づいてダム建設、海岸整備、道路事業、都市公園整備、港湾整備など44の国の直轄事業に関して景観アセスが試行されている⁵⁾。しかし具体的な作業は、土木の専門家を中心とした景観アドバイザーからの意見聴取とそれによる景観整備方針等の作成という域を出ておらず、市民参加を組み込んだ本格的な景観アセスには至っていないといわざるを得ない。

一方、環境影響評価を所轄する環境省においても、環境アセスの一環としての景観アセスをどのように今後おこなうのかについての検討が開始されている。

環境基本法には環境アセスの目的として、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持(公害等の防止)、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全(生態系の保護)、人と自然との豊かな触れ合い(より人間活動に近い分野)の3つがあげられている(環境基本法第14条第1, 2, 3項)。景観は、第三番目の、人と自然との豊かな触れ合いの分野の環境要素と位置づけられており、この規定を超えるような、たとえば都市景観、日常生活の景観、歴史的な景観等に関しては法定の環境アセスでは対応できない構造となっている。こうした限界をいかに克服するかが、景観に関わる法定アセスメントが抱える課題である。

(4) 景観形成事業推進費

景観整備に関する直接的な国の補助金として2004年度から景観形成事業推進費が設けられた。2004年度、2005年度共に200億円の予算が計上され

5) 景観アセスが試行されている国の直轄事業一覧は http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha_05/13/130531_3/02.pdf を参照のこと。

ている。三位一体の改革において国の補助金が削減され、または税源・財源が地方へ移譲されている時代に新規の国庫補助金が設けられること自体、極めて例外的であるといえるが、これも景観整備にかかる国の意気込みの高さを物語るものであるといえよう。

景観形成事業推進費は、景観法の下に策定された景観計画のもとでの公共事業や景観計画区域や風致地区内で実施される良好な景観形成に関連した事業が対象である。ただし、継続実施中の事業で途中から景観上の配慮を要するために追加予算が必要となった場合に限られた緊急的な経費と規定されており、使い勝手がいい補助金とは言い難い。これは、新規予算であるならば、当然当初から景観に配慮しておくべきであり、景観形成のための追加措置をとる必要はないはずだという理屈から来ているが、やや杓子定規の解釈に思える。

ただし、景観形成事業推進費に対する反応は大きく、2004年度は事業費総枠を大きく上回る要望が全国から寄せられている。これらの採択にあたって景観形成に寄与する度合いを客観的に表した基準が必要であるとして、2005年3月にその判定基準を明らかにした「景観形成事業推進費の手引き(案)」が作成されている⁶⁾。景観形成という、ともするとあいまいになりがちな政策目標的をぶれさせないための客観化の一手法としておもしろい。むしろ、これまで補助金の採択にあたって中央省庁の権限や意向があまりにも強く、これが中央集権の弊害として批判されてきただけに、そうした欠点を補う手法を開発する試みとしては評価できるだろう。ただし、景観形成事業推進費が実質的にうまくつかわれているかどうかはこれから検証しなければならない課題である。

(5) 文化的景観

景観計画の中に位置づけられることになった新しい概念に文化的景観が

6) 「景観形成事業推進費の手引き(案)」の全文は http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/chousei/04_keikan/tebiki/tebiki.htm を参照のこと。

ある。これは2004年の文化財保護法の改正によって新たに文化財の仲間入りした。文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」(文化財保護法第2条第1項第5号)と定義されている。たとえていうならば、棚田や水郷の景観のようなものを指す⁷⁾。文化的景観の保存・活用に関しては2004年度より2年間にわたり、文化庁の調査事業が大山(千葉県鴨川市)の千枚田や北山杉の林業景観(京都市)、宇和島の段々畑など、全国9カ所で進められている。そのひとつである近江八幡の水郷の景観を重要文化的景観として選定するという文化審議会の答申が2005年11月18日に出された。これはわが国初めての重要文化的景観である。また岩手県一関市の骨寺村荘園遺跡が世界文化遺産に登録申請予定の「平泉の文化遺産」の一部として重要文化的景観に選定される手はずとなっている。

良好な景観は「国民共通の資産」(景観法第2条第1項)であるばかりでなく、国の文化財ともなり得るという仕組みが整ったのである。今後、各地の文化的景観が景観計画の中で守るべき重要な景観として位置づけられいくことは疑いない。

ただし、文化的景観が必ず景観計画のなかに位置づけられなければならないという現行の規定は、文化財サイドからするとやや過重な負担のように思える。

3 景観に関する世論の盛り上がりと都市計画における対応

(1) 景観市民運動全国ネットの設立

景観法がもたらしたもうひとつの大きな効用に美しい風景や都市景観に

7) 文化的景観の詳細な議論は、文化庁文化財部記念物課監修『日本の文化的景観—農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』(同成社、2005年9月)に詳しい。

関する世論を盛り上げることに大いに貢献してくれていることがある。国ですら景観の質に配慮するための法律を制定したのだという事実は、景観の保全や整備を進めようという草の根の運動に力を与えているのは間違いない。景観を軸としたまちづくりを唱道する書籍の出版も相次いでいる⁸⁾。

大都市では都心部に建つ高層マンション建設を巡る景観問題は各地で頻発しており、法廷に持ち込まれる例も後を絶たない。見苦しい屋外広告物や電柱、海岸沿いのテトラポットの類の撤去を求めることは時と共に大きくなっている。

2005年12月3日には国立の景観保存運動を推進しているメンバーが中心となって「景観市民運動全国ネット」が結成された。その宣言文の中で今後の景観運動のあり方について次のように語られている。

「昨年6月には、良好な景観形成には「地域住民の意向を踏まえること」を理念に盛り込んだ「景観法」が成立、本年6月に完全施行され、時代は大きく新しい方向へ舵を切りはじめました。

しかし、開発業者の強引な開発による景観破壊は、依然として増加し住民との紛争も後を絶ちません。開発業者による破壊の手から、美しい景観、培ってきた街並み、慣れ親しんだ住環境を守るには、そこに住む住民が主体となって行動していかなければなりません。

市民の協働によってつくられる美しい街並みは、ヨーロッパの国々の街並みの多くがそうであるように、成熟した市民社会のひとつのパロメーターです。」「(「景観市民運動全国ネット・設立宣言」より)

景観運動は事業者との個別の争いを繰り返していくことから一歩進ん

で、問題と情報を共有し、成熟した市民社会を造っていくことに向けて、連帯を深めつつあるのだ。

(2) 行政訴訟法の改正と景観裁判

2004年6月、行政事件訴訟法が42年ぶりに大改正され、翌2005年4月1日より施行されている。同法の改正によって、取消訴訟の原告適格が拡大されたのをはじめとして、義務付け訴訟及び差止訴訟が法定化され、確認訴訟が当事者訴訟のひとつとして法文上に明記されたことなどによって、司法による紛争解決のたてがみがおおきく広がった。今後、景観行政のあり方に関しても、法廷に問題が持ち込まれる場面が増えてくると思われる。たとえば違反建築物が景観や重要な眺望を阻害しているような場合には、行政は除去命令を行うべきであるといった義務付けの訴訟を行うことが可能となったのである。

景観訴訟においても、景観法制定以降は「我が国においては、景観に関する利益、環境のいずれについても、裁判規範となる立法はされていない。このことは、我が国においては、これ(景観)を司法裁判所によって維持すべきものとする国民の需要が立法を促すほどには強くないことを示すものである」(2000年12月22日、国立市マンション建築差止仮処分訴訟、東京高裁決定より)といった従来の論理は通用しなくなった。

国立市のマンション問題では、民事の建築差止訴訟の控訴審判決(2004年10月27日、東京高裁)は著しく企業寄りの判決ではあるが、それでも「良好な景観は、我が国の国土や地域の豊かな生活環境等を形成し、国民及び地域住民全体に対して多大の恩恵を与える共通の資産であり、それが現在及び将来にわたって整備、保全されるべきことはいうまでもない」と述べているのである。

問題はどのように景観を整備、保全していくかであるが、そこでは公法の枠内で議論を完結させる立場と公法が不十分な場合にはこれを民事的に補うことが必要であるという立場とで隔たりがある。景観法の全面施行からまだ1年に満たないという現状では、市民意識の面でも制度の整備の面

8) たとえば、日本建築学会の編集による『景観まちづくり』(丸善、2005年6月)や『景観法と景観まちづくり』(学芸出版社、2005年5月)をはじめとして、『建築とまちなみ景観』(同編集委員会編著、ぎょうせい、2005年1月)、『景観法を活かす—どこでもできる景観まちづくり』(景観まちづくり研究会編著、学芸出版社、2004年12月)などがある。

でも、公法の手続き万能で突き進むにはあまりにも障壁が多いといわざるを得ない。もちろん、将来的には公法のうでで景観に関するローカルなルールを確立していかなければならないことは疑いのないところである。

この点、事業者が高さの限度を20mと定めた地区計画が不当であるとして国立市と市長を訴えている国家損害賠償訴訟の二審判決（2005年12月19日、東京高裁）では、高層マンションを既存不適格に至らしめた地区計画の適法性が明確に認められたことは、今後、ローカルルールを積極的に確立し、適切に適用していくべきであるという全国的な動きを後押しすることとなるだろう。

(3) 都市計画における対応

景観保全に関する市民の要望の高まりを受けて、現行の都市計画制度を用いた保全整備策が各地で積極的に用いられるようになってきた。特に目立つのが高度地区の活用である。

東京都の7区4市において2004年6月、絶対高さ制限を合計7,000haを超える地区で新規に都市計画決定しているのははじめとして、首都圏では葉山町、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市（いずれも神奈川県）などで高度地区が導入もしくは拡大されているほか、松本市、丸亀市、佐賀市、唐津市など、全国の歴史都市において規制が取り入れられつつある⁹⁾。

絶対高さの規制の他にも、お城やモニュメントへの眺望やその背景、およびそれらモニュメントからのビスタなどを保全するための眺望保全が全国的な関心事となってきた。たとえば、東京都では、都の景観審議会がまとめた今後の景観施策に関する答申（2006年1月）の中で眺望景観の保全を明記し、首都東京を代表する建造物の眺望として守るべきものに、国会議事堂、迎賓館、明治神宮絵画館の眺望を挙げている。

また、富士山や白山の眺望点をリストアップする試みや京都を代表する

9) 高度地区の近年の状況に関しては、国土交通省都市計画課の岸田里佳子課長補佐から御教示を得た。記して謝したい。

眺望の募集なども実施され、保全すべき眺望点の洗い出し作業が各地で本格化しつつある。

このほか、景観保全を目的とした都市計画道路の見直しも全国で始まっている。都市計画道路の見直し自体は近い将来達成不可能な都市計画を見直し、不必要に厳しい計画規制を撤廃するという一連の路線のうちにあるが、たんに都市計画道路の計画決定をとりやめるだけでなく、良好な街路景観の保持につながるような積極的な意味を持つ例も少なくない。たとえば、積極的な都市計画道路の見直しを行ってきた県のひとつである岐阜県では、高山、神岡、郡上八幡などの都市計画区域で街並み保全を後押しするような計画道路の全線廃止又は一部廃止を行っている。

また、函館市や会津若松市など歴史都市として名高い11市町が中心となった「歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」の報告書（2003年5月）の要望をもとに、建築基準法の改正が実現した。細街路に面した伝統的な建築物の合理的な更新がよりスムーズにおこなわれるように、いわゆる3項道路（建築基準法第42条第3項に規定される既存道路の幅員制限の緩和）の規定を、2003年6月の法改正により、同道路に面する建築物に係る条例を定めることによってその敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限の付加をできるようになった（建築基準法第43条の2）。

景観施策に関連したその他の動きとして、北海道に端を発したシーニックバイウエイのプロジェクトに各地からの注目が集まっているほか¹⁰⁾、観光ルネサンス事業の展開やまちづくりファンドへの国の支援など注目すべき動向もあるが紙数が尽きたのでこうした動きに関しては別の機会に論じたい。

10) 国土交通省はこれを日本風景街道と称して全国展開をする戦略を練っているが、どの程度国民に受け容れられるかはこれからの課題である。